義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十二号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表小学校の項中「家庭教室」の下に「、外国語教室」を加える。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

文部科学大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十三号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十一億円」を「十一億二千万円」に改める。

第二条中「八千八百六億二千二百二十万四千円」を「九千百一億千百四十一万八千円」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十六条）
第二章　経過措置（第十七条―第十九条）
附則

第一章　関係政令の整備

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三条」を「―第三条の七」に改める。

第一条の二中「第五条第二十二項」を「第五条第二十四項」に改める。

第二条の表中「（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）」を削る。

第二章第一節中第三条の次に次の六条を加える。

（指定事務受託法人）

第三条の二　法第十一条の二第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所ごとに行う。

2　法第十一条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。

二　申請者が、自立支援給付対象サービス等（法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。

三　申請者が、法及び第二十二条第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。